平成２８年４月１２日

保護者　様

和歌山市立西浜中学校

# 警報発表と学校の授業について

## １　和歌山市に暴風警報または大雨警報が発表されている場合（特別警報も同様です）

○　発表されている場合は、自宅待機させてください。

○　解除された場合は、次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 午前７時までに解除 | → | 登校　８：３０、１限から授業開始 |
| 午前７時以後～午前８時までに解除 | → | 登校　９：３０、２限から授業開始 |
| 午前８時以後～午前９時までに解除 | → | 登校１０：３０、３限から授業開始 |
| 午前９時以後～午前１０時までに解除 | → | 登校１１：３０、４限から授業開始 |
| 午前１０時以後～午前１１時までに解除 | → | 家庭で昼食をとって、登校１３：００、５限から授業開始<br>午前中授業の場合は臨時休業 |
| 午前１１時以降も解除されない場合 | → | 臨時休業 |

※　午前６時の段階で発表されている場合、給食はありません。給食を申込んでいる人も各自で昼食を用意してください。なお、台風などの接近が予想される場合、前日に連絡する場合もあります。

## ２　和歌山市に上記１以外の気象警報が発表されている場合

○　原則として通常通り授業を行います。

## ３　和歌山市に震度５強以上の地震が発生した場合

○　臨時休業とします。

○　翌日以後については被害状況等により判断します。

## ４　和歌山県沿岸に津波警報・大津波警報が発表されている場合

○　臨時休業とします。

○　警報が解除された場合は、上記１と同様です。

## ５　生徒在校時に警報等が発表された場合

○　生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、教職員の指導のもと下校の処置をとります。

○　生徒が安全に帰宅できないと判断した場合は、危険性がなくなるまで学校待機をさせます。
　なお、特別警報の場合は学校待機をさせます。

○　留守宅等、個々の家庭状況をふまえ、必要に応じて学校に待機させます。

## ６　教育委員会からの特別な措置があった場合

○　テレビ･ラジオ等で教育委員会より特別の措置や対応が報道された時は､その情報や指示に従ってください。

## ７　その他

○　警報が解除されたときでも、家庭や地域の実態等により登下校が危険な場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、危険が去るまで家庭で待機させてください。また、事情を担任まで連絡してください。